

社会福祉法人鴻仁福社会役員及び評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴻仁福社会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員に対しては、定款第9条及び第23条により報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員には、理事会、評議員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員、評議員及び、関連する法人の役職を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき5,000円とする。

(費用弁償の支給日)

第5条 費用弁償の支給日は、第3条による支払い事由が発生した日とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する